

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）..... 75

### 道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 76

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則..... 79

### 道警察本部告示

○初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程..... 80

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 81

○特定調達契約に係る入札の公告..... 86

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 87

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（行政マネジメント推進課） 64

○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正.....（観光振興課） 66

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 67

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課） 67

○道路の供用の開始.....（維持管理防災課） 67

○海岸保全区域の指定の一部改正.....（維持管理防災課） 67

○令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正.....（建設管理課） 69

○建設業者に対する監督処分.....（建設管理課） 69

○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正.....（都市計画課） 69

○景観法第90条第2項の規定に基づく景観協定の認可.....（都市計画課） 69

○都市計画事業の認可.....（都市環境課） 69

○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課） 70

○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正.....（財務指導課） 70

○令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正.....（財務指導課） 70

### 道企業局告示

○令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... 71

○令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... 71

### 道議会告示

○北海道議会議事規則の一部を改正する規則..... 71

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 71

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）..... 72

## 告 示

### 北海道告示第145号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び調達予定数量

##### (1) 落札に係る特定役務の名称

- ア 入札番号1 北海道庁物品託送業務（本庁地区）（1個当たりの単価）
- イ 入札番号2 北海道庁物品託送業務（空知地区）（1個当たりの単価）
- ウ 入札番号3 北海道庁物品託送業務（後志地区）（1個当たりの単価）
- エ 入札番号4 北海道庁物品託送業務（胆振地区）（1個当たりの単価）
- オ 入札番号5 北海道庁物品託送業務（日高地区）（1個当たりの単価）
- カ 入札番号6 北海道庁物品託送業務（渡島地区）（1個当たりの単価）
- キ 入札番号7 北海道庁物品託送業務（渡島地区・奥尻）（1個当たりの単価）
- ク 入札番号8 北海道庁物品託送業務（檜山地区）（1個当たりの単価）
- ケ 入札番号9 北海道庁物品託送業務（上川地区）（1個当たりの単価）
- コ 入札番号10 北海道庁物品託送業務（留萌地区）（1個当たりの単価）
- サ 入札番号11 北海道庁物品託送業務（宗谷地区）（1個当たりの単価）
- シ 入札番号12 北海道庁物品託送業務（オホーツク地区）（1個当たりの単価）
- ス 入札番号13 北海道庁物品託送業務（十勝地区）（1個当たりの単価）
- セ 入札番号14 北海道庁物品託送業務（釧路地区）（1個当たりの単価）
- ソ 入札番号15 北海道庁物品託送業務（根室地区）（1個当たりの単価）

##### (2) 調達予定数量

- ア メール便 37,900個

イ 宅配便	114,900個	
各地区の内訳数量は、入札説明書による。		
2 落札を決定した日		
	令和8年3月10日	
3 落札者の氏名及び住所		
(1) 1の(1)のア、オ、カ及びク		
ア 氏名	ヤマト運輸株式会社	
イ 住所	東京都中央区銀座2丁目16番10号	
(2) 1の(1)のイからエまで、キ及びケからソまで		
ア 氏名	佐川急便株式会社	
イ 住所	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	
4 落札金額		
(1) 1の(1)のア		
ア メール便 全国	300グラム以内	73円
イ メール便 全国	600グラム以内	73円
ウ メール便 全国	1キログラム以内	73円
エ 宅配便 北海道	2キログラム以内	300円
オ 宅配便 北海道	5キログラム以内	300円
カ 宅配便 北海道	10キログラム以内	300円
キ 宅配便 北海道	20キログラム以内	300円
ク 宅配便 北海道	25キログラム以内	300円
ケ 宅配便 東北	2キログラム以内	400円
コ 宅配便 東北	5キログラム以内	400円
サ 宅配便 東北	10キログラム以内	400円
シ 宅配便 東北	20キログラム以内	400円
ス 宅配便 東北	25キログラム以内	400円
セ 宅配便 関東・信越	2キログラム以内	400円
ソ 宅配便 関東・信越	5キログラム以内	400円
タ 宅配便 関東・信越	10キログラム以内	400円
チ 宅配便 関東・信越	20キログラム以内	400円
ツ 宅配便 関東・信越	25キログラム以内	400円
テ 宅配便 北陸・東海	2キログラム以内	400円
ト 宅配便 北陸・東海	5キログラム以内	400円
ナ 宅配便 北陸・東海	10キログラム以内	400円
ニ 宅配便 北陸・東海	20キログラム以内	400円

ヌ 宅配便 北陸・東海	25キログラム以内	400円
ネ 宅配便 近畿・中国・四国・九州	2キログラム以内	400円
ノ 宅配便 近畿・中国・四国・九州	5キログラム以内	400円
ハ 宅配便 近畿・中国・四国・九州	10キログラム以内	400円
ヒ 宅配便 近畿・中国・四国・九州	20キログラム以内	400円
フ 宅配便 近畿・中国・四国・九州	25キログラム以内	400円
ヘ 宅配便 沖縄	2キログラム以内	400円
ホ 宅配便 沖縄	5キログラム以内	400円
マ 宅配便 沖縄	10キログラム以内	400円
ミ 宅配便 沖縄	20キログラム以内	400円
ム 宅配便 沖縄	25キログラム以内	400円
(2) 1の(1)のイ		
ア 宅配便 北海道	2キログラム以内	300円
イ 宅配便 北海道	5キログラム以内	300円
ウ 宅配便 北海道	10キログラム以内	350円
エ 宅配便 北海道	15キログラム以内	500円
オ 宅配便 北海道	20キログラム以内	500円
カ 宅配便 北海道	25キログラム以内	750円
(3) 1の(1)のウ		
ア 宅配便 北海道	5キログラム以内	400円
イ 宅配便 北海道	20キログラム以内	500円
ウ 宅配便 北海道	30キログラム以内	600円
(4) 1の(1)のエ		
ア 宅配便 北海道	5キログラム以内	340円
イ 宅配便 北海道	20キログラム以内	340円
(5) 1の(1)のオ		
ア 宅配便 北海道	2キログラム以内	300円
イ 宅配便 北海道	5キログラム以内	300円
ウ 宅配便 北海道	10キログラム以内	460円
エ 宅配便 北海道	15キログラム以内	500円
オ 宅配便 北海道	20キログラム以内	640円
カ 宅配便 北海道	25キログラム以内	760円
(6) 1の(1)のカ		
ア 宅配便 北海道	2キログラム以内	300円
イ 宅配便 北海道	5キログラム以内	300円

ウ	宅配便	北海道	10キログラム以内	300円
エ	宅配便	北海道	20キログラム以内	300円
オ	宅配便	北海道	25キログラム以内	300円
(7)	1の(1)のキ			
ア	宅配便	北海道	2キログラム以内	400円
イ	宅配便	北海道	5キログラム以内	450円
ウ	宅配便	北海道	10キログラム以内	500円
エ	宅配便	北海道	20キログラム以内	550円
(8)	1の(1)のク			
ア	宅配便	北海道	15キログラム以内60センチメートルまで	350円
イ	宅配便	北海道	15キログラム以内80センチメートルまで	350円
ウ	宅配便	北海道	15キログラム以内100センチメートルまで	400円
エ	宅配便	北海道	15キログラム以内120センチメートルまで	450円
(9)	1の(1)のケ			
ア	宅配便	北海道	20キログラム以内	300円
イ	宅配便	関東	20キログラム以内	900円
(10)	1の(1)のコ			
ア	宅配便	北海道	25キログラム以内60センチメートルまで	370円
イ	宅配便	北海道	25キログラム以内80センチメートルまで	370円
ウ	宅配便	北海道	25キログラム以内100センチメートルまで	370円
エ	宅配便	北海道	25キログラム以内120センチメートルまで	370円
オ	宅配便	北海道	25キログラム以内140センチメートルまで	1,000円
(11)	1の(1)のサ			
ア	宅配便	北海道	25キログラム以内60センチメートルまで	380円
イ	宅配便	北海道	25キログラム以内80センチメートルまで	380円
ウ	宅配便	北海道	25キログラム以内100センチメートルまで	380円
エ	宅配便	北海道	25キログラム以内140センチメートルまで	380円
(12)	1の(1)のシ			
ア	宅配便	北海道	2キログラム以内	310円
イ	宅配便	北海道	5キログラム以内	310円
ウ	宅配便	北海道	10キログラム以内	310円
エ	宅配便	北海道	20キログラム以内	310円
(13)	1の(1)のス			
ア	宅配便	十勝管内	2キログラム以内	330円
イ	宅配便	十勝管内	5キログラム以内	330円

ウ	宅配便	十勝管内	20キログラム以内	500円
エ	宅配便	道内	5キログラム以内	330円
オ	宅配便	道内	5キログラム以内	330円
カ	宅配便	道内	20キログラム以内	500円
(14)	1の(1)のセ			
ア	宅配便	北海道	2キログラム以内	350円
イ	宅配便	北海道	5キログラム以内	400円
ウ	宅配便	北海道	10キログラム以内	450円
エ	宅配便	北海道	20キログラム以内	550円
(15)	1の(1)のソ			
ア	宅配便	北海道	2キログラム以内	307円
イ	宅配便	北海道	5キログラム以内	317円
ウ	宅配便	北海道	10キログラム以内	334円
エ	宅配便	北海道	20キログラム以内	335円
5	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札			
6	一般競争入札の公告 令和8年1月23日付け北海道告示第22号			
7	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(1)	名称	北海道総務部イノベーション推進局行政マネジメント推進課		
(2)	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目		

#### 北海道告示第146号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日から施行する。ただし、2の表の俱知安町に係る部分については、令和8年6月1日から施行する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1の表の室蘭市の項中「室蘭市立本室蘭中学校」を削る。

同表の岩見沢市の項中「岩見沢市立栗沢小学校」及び「岩見沢市立栗沢中学校」を削り、「岩見沢市立上幌向中学校」の次に「岩見沢市立くりさわ学舎」を加える。

同表の稚内市の項中「稚内市立潮見が丘小学校」の次に「稚内市立稚内港小学校」、「稚内市立潮見が丘中学校」の次に「稚内市立稚内南中学校」を加える。

同表の砂川市の項中「砂川市立砂川小学校」、「砂川市立豊沼小学校」、「砂川市立中央小学校」、「砂川市立空知太小学校」、「砂川市立北光小学校」及び「砂川市立砂川中学

校」を削り、「砂川市立砂川学園」を加える。

同表の秩父別町の項中「秩父別町立秩父別小学校」及び「秩父別町立秩父別中学校」を削り、「秩父別町立秩父別学園」を加える。

同表の当麻町の項中「当麻町立字園別小学校」を削る。

同表の中富良野町の項中「中富良野町立中富良野小学校」及び「中富良野町立中富良野中学校」を削り、「ラベンダーの杜 中富良野町立なかふらの学園」を加える。

同表の本別町の項中「本別町立仙美里小学校」を削る。

2の表の北見市の項中「第二種中高層住居専用地域」の次に「(いずれも北見市特定居住促進計画に定める特定居住促進区域における高栄西町の区域を除く)」を加える。

同表の倶知安町の項中「自然保全地区」の次に「倶知安町立地適正化計画居住誘導区域のうち「第一種住居地域」「第二種住居地域」(いずれも都市機能誘導区域を除く)」を加える。

#### 北海道告示第147号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管	理	規	程	の	概	要			
秩父別土地改良区	八丁目頭首工	維持、操作	その他管理	について	必要な事項	を	定	め	て	い	る。
同	滝の上頭首工	同									

#### 北海道告示第148号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) A重油(JIS規格1種1号)(1リットル当たりの単価)   | 672,000リットル |
| (2) 軽油(JIS規格2号)(1リットル当たりの単価)      | 563,000リットル |
| (3) 潤滑油                           |             |
| ア シェルアーギナS-2/40又は同等品(1リットル当たりの単価) | 13,600リットル  |
| イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品(1リットル当たりの単価) | 16,300リットル  |

2 落札を決定した日

令和8年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 河辺石油株式会社

(2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

(1) 1の(1) 128.5円

(2) 1の(2) 146.5円

(3) 1の(3)のア 600.0円

(4) 1の(3)のイ 580.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月27日付け北海道告示第30号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 上向別浦河停車場線	浦河郡浦河町緑町39番2地先から 同郡浦河町緑町26番2地先まで	令和8年4月3日 午前9時

#### 北海道告示第150号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

第8項の表十勝釧路沿岸の部(2)浜中海岸の款浜中町の項中7の事項を次のように改める。

7 浜中海岸の次のA点からD(2)点までの各点を順次に結ぶ線、D(2)点から基点B1を結ぶ線、基点B1から基点B16までの各点を順次に結ぶ線、基点B16とE点を結ぶ線、E点と基点A1を結ぶ線、基点A1から基点A10までの各点を順次に結ぶ線、基点A10と

G点を結ぶ線、G点からL点までの各点を順次に結ぶ線、L点から⑩点を結ぶ線、⑩点から①点までの各点を順次に結ぶ線、①点と基点25を結ぶ線、基点25から基点1までの各点を順次に結ぶ線及び基点1からA点を結ぶ線によって囲まれた区域

A点 3級基準点H19-3-25(世界測地系座標X=-99,368.506、Y=69,848.408)から方向角183度40分06秒の方向59.283mの地点

B(1)点 A点から方向角0度55分11秒の方向615.759mの地点

B(2)点 B(1)点から方向角5度01分54秒の方向44.705mの地点

B(3)点 B(2)点から方向角5度21分47秒の方向78.629mの地点

B(4)点 B(3)点から方向角275度32分55秒の方向56.263mの地点

C(1)点 B(4)点から方向角18度35分26秒の方向256.332mの地点

C(2)点 C(1)点から方向角49度34分03秒の方向28.813mの地点

C(3)点 C(2)点から方向角7度29分07秒の方向529.726mの地点

D(1)点 C(3)点から方向角283度35分37秒の方向1.664mの地点

D(2)点 D(1)点から方向角11度41分07秒の方向310.565mの地点

基点B1 D(2)点から方向角24度21分59秒の方向134.530mの地点

基点B2 基点B1から方向角285度24分21秒の方向0.700mの地点

基点B3 基点B2から方向角15度25分40秒の方向16.299mの地点

基点B4 基点B3から方向角105度24分21秒の方向0.700mの地点

基点B5 基点B4から方向角15度53分21秒の方向69.674mの地点

基点B6 基点B5から方向角285度15分49秒の方向0.600mの地点

基点B7 基点B6から方向角14度03分47秒の方向42.956mの地点

基点B8 基点B7から方向角18度46分58秒の方向16.613mの地点

基点B9 基点B8から方向角106度04分36秒の方向0.599mの地点

基点B10 基点B9から方向角16度55分56秒の方向50.137mの地点

基点B11 基点B10から方向角287度33分33秒の方向0.600mの地点

基点B12 基点B11から方向角17度46分42秒の方向28.922mの地点

基点B13 基点B12から方向角108度15分14秒の方向0.600mの地点

基点B14 基点B13から方向角19度50分36秒の方向82.663mの地点

基点B15 基点B14から方向角121度59分12秒の方向2.258mの地点

基点B16 基点B15から方向角121度59分53秒の方向36.687mの地点

E点 基点B16から方向角24度21分51秒の方向484.835mの地点

基点A1 E点から方向角31度03分13秒の方向65.241mの地点

基点A2 基点A1から方向角301度59分59秒の方向15.072mの地点

基点A3 基点A2から方向角293度29分03秒の方向0.474mの地点

基点A4 基点A3から方向角301度46分01秒の方向1.248mの地点

基点A5 基点A4から方向角32度13分24秒の方向73.243mの地点

基点A6 基点A5から方向角117度29分53秒の方向2.417mの地点

基点A7 基点A6から方向角32度33分25秒の方向47.532mの地点

基点A8 基点A7から方向角32度33分26秒の方向26.500mの地点

基点A9 基点A8から方向角147度55分02秒の方向16.227mの地点

基点A10 基点A9から方向角76度26分13秒の方向14.656mの地点

G点 基点A10から方向角45度00分00秒の方向88.272mの地点

H点 G点から方向角14度00分52秒の方向355.410mの地点

I点 H点から方向角45度18分03秒の方向72.841mの地点

J(1)点 I点から方向角37度05分58秒の方向215.902mの地点

J(2)点 J(1)点から方向角61度57分56秒の方向27.553mの地点

K点 J(2)点から方向角71度29分27秒の方向104.925mの地点

L点 K点から方向角63度05分53秒の方向439.867mの地点

⑩点 L点から方向角156度58分21秒の方向165.756mの地点

⑨点 ⑩点から方向角243度19分00秒の方向441.211mの地点

⑧点 ⑨点から方向角257度46分49秒の方向106.401mの地点

⑦点 ⑧点から方向角230度35分23秒の方向149.949mの地点

⑥点 ⑦点から方向角205度12分46秒の方向584.707mの地点

⑤点 ⑥点から方向角205度03分17秒の方向171.345mの地点

④点 ⑤点から方向角203度26分09秒の方向924.048mの地点

③点 ④点から方向角194度04分59秒の方向302.762mの地点

②点 ③点から方向角190度48分50秒の方向754.870mの地点

①点 ②点から方向角177度03分24秒の方向691.217mの地点

基点25 ①点から方向角188度45分31秒の方向361.738mの地点

基点24 基点25から方向角168度13分11秒の方向536.790mの地点

基点23 基点24から方向角223度55分10秒の方向170.252mの地点

基点22 基点23から方向角342度55分25秒の方向61.618mの地点

基点21 基点22から方向角349度28分15秒の方向108.637mの地点

基点20 基点21から方向角350度54分20秒の方向44.357mの地点

基点19 基点20から方向角350度10分02秒の方向4.983mの地点

基点18 基点19から方向角349度26分49秒の方向7.289mの地点

基点17 基点18から方向角350度09分50秒の方向38.055mの地点

基点16 基点17から方向角352度10分24秒の方向85.838mの地点

基点15 基点16から方向角352度53分26秒の方向38.669mの地点

基点14 基点15から方向角356度24分28秒の方向46.478mの地点

基点13 基点14から方向角355度34分01秒の方向32.086mの地点  
基点12 基点13から方向角354度45分04秒の方向35.296mの地点  
基点11 基点12から方向角355度48分47秒の方向42.323mの地点  
基点10 基点11から方向角356度08分40秒の方向40.882mの地点  
基点9 基点10から方向角357度14分41秒の方向46.393mの地点  
基点8 基点9から方向角359度37分43秒の方向52.311mの地点  
基点7 基点8から方向角0度49分22秒の方向44.564mの地点  
基点6 基点7から方向角1度52分54秒の方向47.391mの地点  
基点5 基点6から方向角1度52分57秒の方向7.458mの地点  
基点4 基点5から方向角4度52分53秒の方向49.840mの地点  
基点3 基点4から方向角4度42分45秒の方向53.922mの地点  
基点2 基点3から方向角3度59分02秒の方向53.257mの地点  
基点1 基点2から方向角4度11分34秒の方向44.659mの地点  
A点 基点1から方向角5度30分52秒の方向27.659mの地点

#### 北海道告示第151号

令和7年北海道告示第570号（令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

第2の1の(3)のA中「道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）」を「道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）」に改める。

#### 北海道告示第152号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1 処分をした年月日     | 令和8年3月18日                  |
| 2 処分を受けた者      |                            |
| (1) 商号及び代表者の氏名 | 廣信建設興業株式会社 廣田 義文           |
| (2) 主たる営業所の所在地 | 浦河郡浦河町字向別399番地の1           |
| (3) 建設業の許可の番号  | (特-4)日第391号                |
| 3 処分の内容        |                            |
| (1) 営業停止の範囲    | 地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず、営業の全 |

部停止

- (2) 営業停止の期間 令和8年4月1日から同年7月29日までの120日間  
4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

#### 北海道告示第153号

平成元年北海道告示第1949号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

7の2の(2)の事項中「道道中標津斜里線」を「道道摩周湖中標津線」に改める。  
9の事項中「建築基準法第6条第1項第4号の区域として指定された区域」を「建築基準法第6条第1項第3号の区域として指定された区域」に改め、  
11の事項中

「滝上町の区域であって、次の図に示す部分	第2種許可地域	を
江別市大麻地区地区計画区域	第4種許可地域	
「滝上町の区域であって、次の図に示す部分	第2種許可地域	に
江別市大麻地区地区計画区域	第4種許可地域	
北斗市追分6丁目地区地区計画区域	第4種許可地域	
北斗市萩野農工団地区域	第4種許可地域	

改め、12の事項を「北広島市の区域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び石狩振興局産業振興部建設指導課に備えて縦覧に供する。）」に改める。

#### 北海道告示第154号

景観法（平成16年法律第110号）第90条第2項の規定に基づき景観協定を認可したので、同法第83条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 景観協定の名称   | リードタウン野幌若葉町景観協定   |
| 2 景観協定区域    | 景観協定区域図に表示する区域（「景観協定区域図」は、省略し、その図面を以下の景観協定の縦覧場所に備えて縦覧に供する。） |
| 3 景観協定の縦覧場所 | 北海道建設部まちづくり局都市計画課   |

#### 北海道告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 施行者の名称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業3・3・31号南1条通  
(3) 事業施行期間 令和8年3月31日から令和24年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 札幌市中央区南1条西7丁目、南1条西8丁目、南1条西9丁目、南1条西10丁目  
イ 使用の部分 なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業3・4・14号米里・行啓通  
(3) 事業施行期間 令和8年3月31日から令和19年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 札幌市中央区南14条西7丁目、南14条西8丁目、南14条西9丁目、南14条西10丁目地内  
イ 使用の部分 なし
- 3(1) 施行者の名称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業3・4・95号五輪通及び3・4・43号平岸通  
(3) 事業施行期間 令和8年3月31日から令和21年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 札幌市南区真駒内曙町2丁目、真駒内曙3丁目、真駒内曙4丁目、真駒内（自衛隊）、真駒内上町1丁目、真駒内上町3丁目、真駒内上町4丁目、真駒内上町5丁目、真駒内東町2丁目及び真駒内地内  
イ 使用の部分 なし
- 4(1) 施行者の名称 南幌町  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 南幌都市計画道路事業8・4・1号みどり通  
(3) 事業施行期間 令和8年3月31日から令和9年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 空知郡南幌町南16線西10番地  
イ 使用の部分 なし

#### 北海道告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 施行者の名称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業3・2・616号屯田・茨戸通（西茨戸工区）  
(3) 事業施行期間 平成24年5月22日から令和9年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 変更なし  
イ 使用の部分 なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路3・2・616号屯田・茨戸通（屯田東工区）及び3・4・185号屯田・紅葉山通  
(3) 事業施行期間 平成25年6月28日から令和9年3月31日まで  
(4) 事業地  
ア 収用の部分 変更なし  
イ 使用の部分 なし

#### 北海道告示第157号

平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1の(8)の事項中「個人の道民税及び地方消費税を除く。」を「道が賦課徴収するものに限る。」に改める。

#### 北海道告示第158号

令和7年北海道告示第506号（令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

第2の1の(3)の事項中「個人の道民税及び地方消費税を除く。」を「道が賦課徴収するものに限る。」に改める。

<p>第3の3の事項中「出納局会計管理室調達課」を「総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター」に改める。</p> <p>第3の3の表及び同表欄外注の事項中「出納局会計管理室調達課」を「総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター」に改める。</p>	<p>北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>						
<p><b>道 企 業 局 告 示</b></p>	<p><b>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</b></p>						
<p><b>北海道企業局告示第6号</b></p> <p>令和7年北海道企業局告示第29号（令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄</p> <p>第2の1「北海道告示第506号第2の1に定められているとおりとす。」を「北海道告示第158号第2の1に定められているとおりとす。」に改める。</p> <p>第3の3「北海道告示第506号第3の3に定められているとおとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。」を「北海道告示第158号第3の3に定められているとおとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。」に改める。</p> <hr/> <p><b>北海道企業局告示第7号</b></p> <p>令和7年北海道企業局告示第32号（令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄</p> <p>第2の1「北海道告示第570号第2の1に定められているとおりとす。」を「北海道告示第151号第2の1に定められているとおりとす。」に改める。</p>	<p><b>北海道教育庁空知教育局告示第24号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁空知教育局長 金 田 敦 史</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 空知管内道立学校で使用する電力（高圧） <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）</td> <td style="width: 20%;">21校24箇所</td> <td style="width: 20%;">1,708kW</td> </tr> <tr> <td>(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）</td> <td>21校24箇所</td> <td>4,256,441kWh</td> </tr> </table> </li> <li>落札を決定した日 令和8年2月26日</li> <li>落札者の氏名及び住所 <ol style="list-style-type: none"> <li>氏 名 UNIVERGY株式会社</li> <li>住 所 東京都港区六本木3丁目16番26</li> </ol> </li> <li>落札金額 <ol style="list-style-type: none"> <li>1の(1) 1,201円43銭</li> <li>1の(2) 18円28銭</li> </ol> </li> <li>契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</li> <li>一般競争入札の公告 令和8年1月16日付け北海道教育庁空知教育局告示第2号</li> <li>契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <ol style="list-style-type: none"> <li>名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室</li> <li>所在地 岩見沢市8条西5丁目</li> </ol> </li> </ol> <hr/> <p><b>北海道教育庁空知教育局告示第25号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁空知教育局長 金 田 敦 史</p>	(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	21校24箇所	1,708kW	(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	21校24箇所	4,256,441kWh
(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	21校24箇所	1,708kW					
(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	21校24箇所	4,256,441kWh					
<p><b>道 議 会 告 示</b></p>							
<p><b>北海道議会告示第2号</b></p> <p>昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道議会議長 伊 藤 条 一</p> <p>北海道議会会議規則の一部を改正する規則</p>							

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 名称 令和8年度に空知管内道立学校で使用する電力（低圧）
- (2) 調達予定数量 ア 基本料金（契約電力1KVA当たりの単価）  
4件（従量電灯B3件（30A2件、40A）及び従量電灯C1件（13KVA））  
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）  
（ア）使用電力量最初の120kWhまで 1,850kWh  
（イ）使用電力量120kWhを超え280kWhまで 1,287kWh  
（ウ）使用電力量280kWhを超える分 3,042kWh

2 落札を決定した日

令和8年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社SEウイングズ  
(2) 住所 苫小牧市字弁天504丁目4番

4 落札金額

(1) 従量電灯B

ア 基本料金

- (ア) 30A 1,254円00銭  
(イ) 40A 1,672円00銭

イ 電力量料金

- (ア) 最初の120kWhまで 35円69銭  
(イ) 120kWhを超え280kWhまで 41円98銭  
(ウ) 280kWhを超える分 45円70銭

(2) 従量電灯C

ア 基本料金 242円44銭

イ 電力量料金

- (ア) 最初の120kWhまで 28円27銭  
(イ) 120kWhを超え280kWhまで 33円25銭  
(ウ) 280kWhを超える分 36円19銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月16日付け北海道教育庁空知教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月31日

北海道教育庁胆振教育局長 高橋 宏明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

- ア A重油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） 235,000リットル  
イ A重油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） 287,000リットル  
ウ A重油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 166,000リットル  
エ A重油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 42,000リットル  
オ A重油（むかわ・穂別地区）（1リットル当たりの単価） 42,000リットル  
アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（暖房用燃料）の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月31日（火）から同年4月7日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和8年4月10日（金）午前9時30分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。  
なお、競争入札が不調となり、かつ、再度入札においても落札をした者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号及び北海道財務規則運用方針第165条第2号の(6)の規定により随意契約に移行することとし、入札参加者のうち入札価格が最低である者から見積書を徴する。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9605

#### 11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- |  |                |
|--|----------------|
| a Fuel oil A (JIS class 1) (Date Abuta district)           | 235,000 liters |
| b Fuel oil A (JIS class 1) (MuroranA district)             | 287,000 liters |
| c Fuel oil A (JIS class 1) (MuroranB Noboribetsu district) | 166,000 liters |
| d Fuel oil A (JIS class 1) (Abira Atsuma district)         | 42,000 liters  |
| e Fuel oil A (JIS class 1) (Mukawa Hobetsu district)       | 42,000 liters  |

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., April 10, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 9, 2026)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan  
Phone : 0143-24-9605

#### 北海道教育庁胆振教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月31日

北海道教育庁胆振教育局長 高橋 宏明

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ア 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価）  | 34,000リットル |
| イ 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価）    | 35,000リットル |
| ウ 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） | 75,000リットル |
| エ 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価）  | 11,000リットル |
| オ 灯油（むかわ・穂別地区）（1リットル当たりの単価） | 14,000リットル |

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（暖房用燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和8年3月31日（火）から同年4月7日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和8年4月10日（金）午前9時30分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。  
なお、競争入札が不調となり、かつ再度入札においても落札をした者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号及び北海道財務規則運用方針第165条第2号の(6)の規定により随意契約に移行することとし、入札参加者のうち入札価格が最低である者から見積書を徴する。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9605
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Kerosene (JIS class 1) (Date Abuta district) 34,000 liters
- b Kerosene (JIS class 1) (MuroranA district) 35,000 liters
- c Kerosene (JIS class 1) (MuroranB Noboribetsu district) 75,000 liters
- d Kerosene (JIS class 1) (Abira Atsuma district) 11,000 liters
- e Kerosene (JIS class 1) (Mukawa Hobetsu district) 14,000 liters
- B Bid tendering date and time : 9 : 00 A.M., April 10, 2026  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 9, 2026)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan  
Phone : 0143-24-9605

### 北海道教育庁渡島教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 長 居 成 好

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
A 重油（渡島西部地区）（1リットル当たりの単価） 62,266リットル
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 有限会社早菱産業
  - (2) 住 所 松前郡松前町字月島187
- 4 落札金額  
116,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月27日付け北海道教育庁渡島教育局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

### 北海道教育庁渡島教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 長 居 成 好

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
渡島管内道立学校で使用する電力
  - (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 1,231kW
  - (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 2,775,532kWh
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社SEウイングズ
  - (2) 住 所 苫小牧市字弁天504番地4
- 4 落札金額

- (1) 1の(1) 888円76銭
- (2) 1の(2) 21円53銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月16日付け北海道教育庁渡島教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

### 北海道教育庁渡島教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 長 居 成 好

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
  - (1) 落札に係る物品等の名称 渡島管内道立学校で使用する低圧電力
  - (2) 低圧電力の契約種別及び予定数量
    - ア 契約種別 従量電灯C
    - イ 予定数量
      - (ア) 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 3箇所 42kVA
      - (イ) 電力量料金（1kWh当たりの単価）
        - a 最初の120kWhまで 3箇所 4,282kWh
        - b 120kWhを超え280kWh以下 3箇所 4,639kWh
        - c 280kWhを超える分 3箇所 12,320kWh
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社SEウイングズ
  - (2) 住 所 苫小牧市字弁天504番地4
- 4 落札金額
  - (1) 1の(2)のイの(ア) 238円26銭
  - (2) 1の(2)のイの(イ)の a 31円05銭
  - (3) 1の(2)のイの(イ)の b 36円52銭
  - (4) 1の(2)のイの(イ)の c 39円76銭
- 5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月16日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

**北海道教育庁留萌教育局告示第14号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和8年3月31日

北海道教育庁留萌教育局長 大畑 明 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
タブレット端末 1台
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社ビジネスPLUS  
(2) 住所 留萌市栄町2丁目2番3号
- 4 落札金額  
101,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年2月27日付け北海道教育庁留萌教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課  
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

**北海道教育庁十勝教育局告示第21号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和8年3月31日

北海道教育庁十勝教育局長 和田 宏 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) A重油(市部(通年))(1リットル当たりの単価) 306,000リットル  
(2) A重油(南部(通年))(1リットル当たりの単価) 184,000リットル

- 2 落札を決定した日  
令和8年3月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)  
ア 氏名 熱原トラスト株式会社  
イ 住所 帯広市東5条南6丁目15番地
- (2) 1の(2)  
ア 氏名 中保石油株式会社  
イ 住所 河西郡中札内村大通南5丁目47番地
- 4 落札金額
- (1) 1の(1) 132円00銭  
(2) 1の(2) 138円00銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年2月3日付け北海道教育庁十勝教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

**道 公 安 委 員 会 規 則**

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

**北海道公安委員会規則第5号**

道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表1中

函館中央及び函館西の両警察署(以下「函館2署」という。)管内	函館運転免許試験場
函館2署管内を除く	函館運転免許試験場又は

各警察署内	住所地为管轄する警察署
旭川中央及び旭川東の両警察署(以下「旭川2署」という。)管内	旭川運転免許試験場
旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場
帯広警察署管内	帯広運転免許試験場
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署
池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署

を

函館中央及び函館西の両警察署(以下「函館2署」という。)管内(函館中央警察署管内にあっては、上磯郡知内町及び木古内町(以下「知内町等2町」という。)を除く。)	函館運転免許試験場
函館中央、森、八雲、松前、江差、せたな及び寿都の各警察署管内(函館中央警察署管内にあっては、知内町等2町に限る。)	函館運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(函館中央警察署にあっては、木古内警察庁舎に限る。)
旭川中央及び旭川東の両警察署(以下「旭川2署」という。)管内	旭川運転免許試験場
旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場
帯広警察署管内(中	

に

川郡池田町、豊頃町及び十勝郡浦幌町(以下「池田町等3町」という。)を除く。)	帯広運転免許試験場
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署
帯広、本別、新得及び広尾の各警察署管内(帯広警察署管内にあっては、池田町等3町に限る。)	帯広運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(帯広警察署にあっては、池田警察庁舎に限る。)

函館2署管内	函館運転免許試験場又は函館2署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、函館運転免許試験場に限る。)
函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、函館運転免許試験場に限る。)
旭川2署管内	旭川運転免許試験場又は旭川2署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、旭川運転免許試験場に限る。)
旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、旭川運転免許試験場に限る。)
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場又は釧路警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許

	試験場に限る。)	を
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許試験場に限る。)	
帯広警察署管内	帯広運転免許試験場又は帯広警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、帯広運転免許試験場に限る。)	
池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許試験場に限る。)	
北見警察署管内	北見運転免許試験場又は北見警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、北見運転免許試験場に限る。)	
北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、北見運転免許試験場に限る。)	

函館2署管内(函館中央警察署管内にあっては、知内町等2町を除く。)	函館運転免許試験場又は函館2署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、函館運転免許試験場に限る。)
函館中央、森、八雲、松前、江差、せたな及び寿都の各警察署管内(函館中央警察署管内にあっては、	函館運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(函館中央警察署にあっては、木古内警察庁舎に限る。)

知内町等2町に限る。)		に、
旭川2署管内	旭川運転免許試験場又は旭川2署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、旭川運転免許試験場に限る。)	
旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署	
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場又は釧路警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、釧路運転免許試験場に限る。)	
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署	
帯広警察署管内(池田町等3町を除く。)	帯広運転免許試験場又は帯広警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、帯広運転免許試験場に限る。)	
帯広、本別、新得及び広尾の各警察署管内(帯広警察署管内にあっては、池田町等3町に限る。)	帯広運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署(帯広警察署にあっては、池田警察庁舎に限る。)	
北見警察署管内	北見運転免許試験場又は北見警察署(紛失等に係る特定免許情報の再記録の申請は、北見運転免許試験場に限る。)	
北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地为管轄する警察署	

函館運転免許試験場又は函館2署を除く方面管内の各警察署

函館運転免許試験場又は函館中央、森、八雲、松前、江差、せたな若しくは寿都の各警察署(函館中央警察署にあっては、木古内警察庁舎に限る。)

旭川運転免許試験場又は旭川2署を除く方面管内の各警察署  
釧路運転免許試験場、帯広運転免許試験場又は釧路警察署及び帯広警察署を除く方面管内の各警察署

を

旭川運転免許試験場又は旭川2署を除く方面管内の各警察署  
釧路運転免許試験場、帯広運転免許試験場又は厚岸、弟子屈、根室、中標津、本別、帯広、新得若しくは広尾の各警察署（帯広警察署にあっては、池田警察庁舎に限る。）

に、

函館2署管内	函館運転免許試験場
函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地进行する警察署
旭川2署管内	旭川運転免許試験場
旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地进行する警察署
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場
帯広警察署管内	帯広運転免許試験場
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署
池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署

を

函館2署管内（函館中央警察署管内にあっては、知内町等2町を除く。）	函館運転免許試験場
函館中央、森、八雲、松前、江差、せたな及び寿都の各警察署管内（函館中央警察署管内にあっては、知内町等2町に限る。）	函館運転免許試験場又は住所地进行する警察署（函館中央警察署にあっては、木古内警察庁舎に限る。）
旭川2署管内	旭川運転免許試験場
旭川2署管内を除く	旭川運転免許試験場又は

各警察署管内	住所地进行する警察署
釧路警察署管内	釧路運転免許試験場
帯広警察署管内（池田町等3町を除く。）	帯広運転免許試験場
厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地进行する警察署
帯広、本別、新得及び広尾の各警察署管内（帯広警察署管内にあっては、池田町等3町に限る。）	帯広運転免許試験場又は住所地进行する警察署（帯広警察署にあっては、池田警察庁舎に限る。）

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

**北海道公安委員会規則第6号**

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項中「第26条の5第1項において「特定届出自動車教習所」という」を「以下「指定自動車教習所等」と総称する」に改める。

第26条の4第1項各号列記以外の部分中「免許取得時講習」を「指定自動車教習所等が行う免許取得時講習」に改め、同条第11項中「法第108条の2第1項第8号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第8号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「法第108条の2第1項第7号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第7号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「法第108条の2第1項第7号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第7号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「法第108条の2第1項第7号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第7号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「法第108条の2第1項第5号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第5号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「法第108条の2第1項第5号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第5号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「法第108条の2第1項第4号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第4号」に改め、同項を

同条第6項とし、同条第4項中「法第108条の2第1項第4号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第4号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「法第108条の2第1項第4号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「法第108条の2第1項第4号」を「指定自動車教習所等が行う法第108条の2第1項第4号」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 警察職員が行う免許取得時講習の講習指導員の備えるべき要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
  - (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
  - (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
  - (4) 施行規則第24条第12項の規定により公安委員会の指定を受けた技能試験官であること。
  - (5) 人格、識見ともに優れていること。

第26条の4に次の1項を加える。

13 警察職員が行う法第108条の2第1項第8号に規定する講習の講習指導員は、第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導者養成講習を受講し、応急救護処置指導者養成講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書若しくは応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認められた者であること。
- (2) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導員養成講習を受講し、応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認められた者であること。

第26条の5第1項ただし書中「指定自動車教習所又は特定届出自動車教習所（以下「指定教習所等」という。）」を「指定自動車教習所等」に改め、「当該指定教習所等」を「当該指定自動車教習所等」に改める。

第26条の5第2項中「指定教習所等」を「指定自動車教習所等」に改める。

第31条の3第1項中「安全運転学校（指定講習機関が行う初心運転者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）」を「指定講習機関、安全運転学校」に改め、同条第4項中「（指定講習機関が行う初心運転者講習を受けようとする者）にあっては、指定講習機関。第31条の5第1項において同じ。」を「又は指定講習機関」に改める。

第31条の4中「初心運転者講習」を「指定講習機関が行う初心運転者講習」に、「を準用する」を「に定める者であること」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 公安委員会が行う初心運転者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。
- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
  - (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
  - (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
  - (4) 人格、識見ともに優れていること。

第63条第1項中「取消処分者講習」の次に「、初心運転者講習」を加え、同条第2項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第191号

初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程  
(初心運転者講習実施規程の一部改正)

**第1条** 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「講習車両は、」の次に「北海道公安委員会若しくは方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が用意したもの又は」を加え、同項第1号中「」第23条第1項を「。以下「施行規則」という。）第23条第1項」に改め、同条第2項中「普通乗用自動車」を「普通自動車」に改める。

第5条第1項中「場内」を「場内コース」に、「運転演習コース」を「運転演習」に、「運転の演習」を「運転演習」に改め、同条第2項中「北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改める。

第8条第1号中「講習は、」の次に「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課若しくは方面本部交通課の警察職員又は」を、「運転習熟指導員」の次に「（以下「講習指導員」と総称する。）」を加え、同条第2号及び第4号中「運転習熟指導員」を「講習指導員」に改める。

指導員」に改める。

第9条第1項中「講習会場は、」の次に「公安委員会の施設又は」を加え、同条第2項中「講習会場には」を「指定講習機関の講習会場には」に改める。

第11条第2項中「責任者は、」の次に「公安委員会にあっては本部主管課長とし、指定講習機関にあっては、」を加え、同条第4項中「運転習熟指導員等」を「講習指導員等」に改める。

第12条第2項中「責任者」を「指定講習機関の責任者」に改める。

第14条第1項中「道路交通法施行規則」を「施行規則」に、「次項」を「公安委員会の施設又は次項」に改める。

第15条第1項中「受付は、」の次に「公安委員会又は」を加える。

第16条第1項後段中「講習通知書」を「指定講習機関で受付した際に、講習通知書」に改め、同条第2項中「責任者」を「指定講習機関の責任者」に改める。

第19条及び第19条の2中「責任者は」を「指定講習機関の責任者は」に改める。

第20条第1項中「は、次に」を「あつては次に」に、「講習事務」を「公安委員会にあっては第3号、第5号、第6号及び第7号の簿冊を備え付け、講習事務」に改める。

別表中「

運 転 習 熟 指 導 員
------------------

」を「

講 習 指 導 員
--------------

」に改める。

(免許取得時講習実施規程の一部改正)

**第2条** 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第5項第3号中「講習指導員」を「指導員」に改める。

第5条中「方面公安委員会」の次に「（以下「公安委員会」という。）」を加える。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「（という。）」を「（という。）が講習を実施する場合」に、「講習実施責任者（以下「責任者」という。）」を「責任者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公安委員会が講習を実施する場合は、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）を講習実施責任者（以下「責任者」という。）とする。

第7条第1項中「、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）」を「本部主管課長」に改める。

第8条第1項中「受託者」を「講習を実施する者」に改め、同条第2項中「受託者」を「公安委員会又は受託者」に、「第33条の6第1項」を「第33条の5の3第1項」に改める。

第9条第1項及び第2項中「受託者」を「公安委員会又は受託者」に改め、同条第3項

に次のただし書を加える。

ただし、公安委員会が講習を実施する場合は、公安委員会が実施状況を記載するものとする。

第10条第1項中「受託者」を「公安委員会又は受託者」に改め、同条第2項中「及び第4項第4号エ」を「、第2項第5号カ及び第5項第4号エ」に改める。

第11条第1項中「の管理者」の次に「（公安委員会が講習を実施する場合は公安委員会。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「受託者」を「公安委員会又は受託者」に改める。

第15条第1項中「受託者」を「公安委員会又は受託者」に改める。

第16条第1項中「受託者は、」を「公安委員会にあっては第1号、第3号、第4号及び第5号の簿冊を備え付け、受託者にあっては」に改め、同項第5号中「委託」を「講習」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

**北海道警察本部告示第192号**

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表旭川方面旭川東警察署の部当麻の項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

令和8年3月31日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

別表札幌方面北警察署の部中

望 来	同 厚田区望来27番地5	同 厚田区望来、古潭、嶺泊、聚富及び虹が原
厚 田	同 厚田43番地4の5	同 厚田区厚田、安瀬、濃昼、別狩、小谷、押琴及び浜益区濃昼
浜 益	同 浜益区浜益77番地6	同 浜益区浜益、群別、幌、床丹、千代志別、雄冬、川下、毘砂別、柏木、実田、御料地及び送毛

を

望 来	同 厚田望来27番地5	同 厚田望来、厚田古潭、厚田嶺泊、厚田聚富及び厚田虹が原
厚 田	同 厚田43番地4の5	同 厚田、厚田安瀬、厚田濃昼、厚田別狩、厚田小谷、厚田押琴及び浜益濃昼

浜益	同 浜益77番地6	同 浜益、浜益群別、浜益幌、浜益床丹、浜益千代志別、浜益雄冬、浜益川下、浜益毘砂別、浜益柏木、浜益実田、浜益御料地及び浜益送毛
----	-----------	---

に改め、同表札幌方面岩

見沢警察署の部の次に次のように加える。

同	美唄駅前		美唄市東1条南2丁目3番2号	美唄市大通東1条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北4丁目まで、東1条から東4条までの南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北9丁目まで、東5条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北11丁目まで、東6条南1丁目から南6丁目まで及び北1丁目から北11丁目まで、東7条南1丁目から南6丁目まで及び北1丁目から北10丁目まで、東8条南1丁目及び北1丁目から北8丁目まで、大通西1条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北4丁目まで、西1条から西4条までの南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北9丁目まで並びに西5条南1丁目から南4丁目まで(南2丁目欠)及び北1丁目から北7丁目まで
同		南美唄	同 南美唄町	同 南美唄町及び進徳町(北海幹線用水路の北を除く。)
同		峰延	同 字峰延92番地4	同 峰延町、豊葦町、光珠内町、進徳町の1区、2区、3区、西及び東の一部並びに一心町
同		上美唄	同 上美唄町	同 上美唄町、西美唄町、開発町、北美唄町及び沼の内町
同		茶志内	同 字茶志内町	同 茶志内町、日東町、中村町及び癸巳町
同		東明	同 東明2条2丁目1番6号	同 東明1条から4条までの1丁目から3丁目まで、東明5条1丁目及び2丁目、東明町、落合町、共練町東、盤の沢町、我路町並びに東美唄町

別表札幌方面美唄警察署の部を削り、同表札幌方面滝川警察署の部の次に次のように加える。

				赤平市泉町及び大町の1丁目から4丁目まで
--	--	--	--	----------------------

同	赤歌警察庁舎			赤平市東大町3丁目2番地	目まで、錦町、東大町、本町及び豊丘町の1丁目から3丁目まで、美園町、桜木町及び宮下町の1丁目から5丁目まで、東豊里町、字豊里並びに字赤平
同			文京町	同 西文京町3丁目1番地30	同 北文京町、西文京町及び豊栄町の1丁目から5丁目まで、東文京町1丁目から4丁目まで、幸町1丁目から7丁目まで並びに昭和町1丁目から6丁目まで
同			共和	同 共和町277番地2	同 若木町東1丁目から9丁目まで、若木町西1丁目から6丁目まで、若木町南1丁目から5丁目まで、若木町北1丁目から8丁目まで、共和町、幌岡町、住吉町及び西豊里町
同			茂尻	同 茂尻中央町北1丁目3番地1	同 茂尻元町南、茂尻栄町、茂尻新町及び百戸町東の1丁目から5丁目まで、茂尻元町北、茂尻中央町南及び百戸町西の1丁目から6丁目まで、茂尻中央町北及び茂尻新春日町の1丁目及び2丁目、茂尻春日町及び茂尻旭町の1丁目から3丁目まで、茂尻本町1丁目から4丁目まで、茂尻宮下町1丁目、百戸町北、エルム町並びに字茂尻
同			平岸	同 平岸仲町4丁目2番地2	同 平岸桂町及び平岸南町並びに平岸西町、平岸仲町、平岸東町及び平岸曙町の1丁目から6丁目まで、平岸新光町1丁目から9丁目まで
同	歌志内			歌志内市字東光1番地2	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山及び字上歌
同			文珠	同 字文珠226番地18	同 字文珠
同	芦別警察庁舎			芦別市南1条東2丁目12番地の12	芦別市南1条西1丁目、南1条の東1丁目及び東2丁目、南2条及び南3条の東1丁目から東3丁目まで、北1条の西1丁目及び西2丁目、北1条及び北2条の東1丁目及び東2丁目、北2条及び北3条の西1丁目から西3丁目まで、北3条及び北5条の東1丁目及び東2丁目、北4条及び北5条の西1丁目から西4丁目まで、北4条及び北

				6条の東1丁目、北6条の西1丁目及び西2丁目、北7条西2丁目、本町、旭町油谷、旭町及び幌内
同		溪水	同 北7条西3丁目2番地の3	同 北5条西5丁目、北6条の西3丁目から西5丁目まで、北7条の西3丁目から西6丁目まで、黄金町、新城町、高根町、常磐、常磐町、豊岡、豊岡町及び福住町
同		頼城	同 頼城町4番地の36	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町、緑泉町、頼城町、川岸及び芦別
同		上芦別	同 上芦別町157番地の79	同 上芦別町、野花南町、滝里町及び泉

別表札幌方面赤歌警察署の部及び札幌方面芦別警察署の部を削り、同表札幌方面室蘭警察署の部母恋の項を削り、同部輪西の項所管区の欄を次のように改める。

同 母恋南町1丁目から5丁目まで、母恋北町及び御前水町の1丁目から3丁目まで、新富町1丁目及び2丁目、茶津町、輪西町、大沢町及びみゆき町の1丁目から3丁目まで、御崎町1丁目及び2丁目並びに仲町

別表札幌方面室蘭警察署の部本輪西の項を削り、同部白鳥台の項所管区の欄を次のように改める。

同 本輪西町、港北町及び陣屋町の1丁目から5丁目まで、柏木町、神代町、幌萌町、白鳥台1丁目から5丁目まで、崎守町、石川町並びに香川町

別表札幌方面門別警察署の部平取の項所管区の欄を次のように改める。

同 平取町本町、字紫雲古津、字去場、字荷葉、字小平、字二風谷、字川向、字荷負、字貫気別、字芽生、字旭及び字長知内

別表門別警察署の部荷負の項を削り、同表函館方面函館中央警察署の部の次に次のように加える。

同	木古内警察庁舎		上磯郡木古内町字本町550番3	上磯郡木古内町字前浜、字本町、字大平、字木古内、字新道、字建川、字中野、字大川、字鶴岡及び字瓜谷
---	---------	--	-----------------	--

同			泉 沢	同 字泉沢159番地2	同 字泉沢、字釜谷、字札苺、字幸運、字橋呉、字亀川、字大釜谷、字御宮野及び字二乃岱
同			知 内	同 知内町字元町250番地5	同 知内町字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地を除く。）、字中ノ川、字森越、字重内、字湯ノ里及び字上雷
同			涌 元	同 字涌元172番地1	同 字涌元、字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地に限る。）及び字小谷石

別表函館方面森警察署の部署所在地の項所管区の欄を次のように改める。

茅部郡森町字御幸町、字鳥崎町、字富士見町、字鷲ノ木町、字栗ヶ丘、字森川町、字上台町、字清澄町、字霞台、字姫川、字常盤町、字東森町、字桂川、字本町、字栄町、字港町、字新川町、字尾白内町、字白川、字本茅部町、字姥谷町、字石倉町、字濁川、字三岱及び字清瀧

別表函館方面森警察署の部石谷の項を削り、同表函館方面木古内警察署の部を削り、同表函館方面江差警察署の部厚沢部の項所管区の欄を次のように改める。

同 厚沢部町本町、新町、松園町、緑町、赤沼町、字上の山、字富栄、字美和、字上里、字滝野、字稲見、字清水、館町、南館町、字新栄、字中館、字富里、字須賀、字城丘及び字当路

別表函館方面江差警察署の部館の項を削り、同表函館方面せたな警察署の部大成の項所管区の欄を次のように改める。

同 大成区本陣、花歌、久遠、上浦、都、富磯、太田、宮野、平浜、長磯及び貝取潤

別表函館方面せたな警察署の部宮野の項を削り、同表旭川方面旭川東警察署の部当麻の項位置の欄を次のように改める。

同 当麻町3条東3丁目11番11号

別表旭川方面稚内警察署の部中央の項所管区の欄を次のように改める。

稚内市宝来、中央及び港の1丁目から5丁目まで、開運1丁目及び2丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイの一部、恵比須、ノシャップ及び富士見の1丁目から5丁目まで、ノシャップ、西浜1丁目から4丁目まで並びに大字稚内村字キタクケナイ

別表旭川方面稚内警察署の部朝日の項所管区の欄を次のように改める。

同 萩見、栄及び潮見の1丁目から5丁目まで、富岡及び朝日の1丁目から6丁目まで、若葉台1丁目から3丁目まで、若葉台、新光町、はまなす及び声問の1丁目から5丁目、大字声問村字声問、字恵北並びに字メクマ

別表旭川方面稚内警察署の部野寒布の項及び声問の項を削り、同表旭川方面天塩警察署の部中

署所在地		天塩郡天塩町新栄通9丁目1466番地の116	天塩郡天塩町（字オヌプナイおよびウブシの一部を除く。）
	幌延	同 幌延町宮園町	同 幌延町1条から6条まで、元町、栄町、宮園町、東町、字幌延、字上幌延、字開進、字北浦、字浜里および字下沼
	問寒別	同 字問寒別31番地	同 字問寒別、中間寒および上問寒
	雄信内	同 天塩町字オノプナイ	同 字オノプナイおよびウブシの一部ならびに幌延町字雄興
	豊富	同 豊富町字上サロベツ	同 豊富町字上サロベツの一部（通称豊富市街、東豊富、徳満、落合、福永、南豊富、中豊富、西豊富および豊富温泉）、字メナシベツの一部（通称9線以南、豊徳および稚咲内）および字下エベコロベツ
	兜沼	同 字上サロベツ西14線	同 字上サロベツの一部（通称兜沼市街、芦川および開源）、アチャルベシベおよびメナツベシの一部（通称9線以北）

を

	遠別	同 遠別町字本町4丁目	同 遠別町
署所在地		天塩郡天塩町新栄通9丁目1466番地の116	天塩郡天塩町（字オヌプナイ及びウブシの一部を除く。）
	雄信内	同 字オヌプナイ5511番地の6	同 字オヌプナイ及びウブシの一部並びに幌延町字雄興
	幌延	同 幌延町宮園町14番地1	同 幌延町1条から6条まで、元町、栄町、宮園町、東町、字幌延、字上幌延、字開進、字北浦、字浜里及び字下沼
	問寒別	同 字問寒別31番地	同 字問寒別、中間寒及び上問寒
	豊富	同 豊富町字上サロベツ2544番地38	同 豊富町字上サロベツの一部（通称豊富市街、東豊富、徳満、落合、福永、南豊富、中豊富、西豊富及び豊富温泉）、字メナシベツの一部（通称9線以南、豊徳及び稚咲内）及び字下エベコロベツ
	兜沼	同 字上サロベツ335番地の3	同 字上サロベツの一部（通称兜沼市街、芦川及び開源）、字アチャルベシベ及び字メナシベツの一部（通称9線以北）
	遠別	同 遠別町字本町4丁目91番地3	同 遠別町

に

改める。

別表釧路方面弟子屈警察署の部標茶の項を次のように改める。

標茶		同 標茶町字標茶546番地5	同 標茶町字標茶、字ルラン、字中オソベツ原野、字上オソベツ原野、字オソベツ原野、字沼幌原野、字シロンド、字中オソツベツ、字オソツベツ、字ヌマオロ、字コムケツ、字標茶開運橋向、字多和、字チヤンベツ原野、字上チヤンベツ原野、字中チヤンベツ原野、字オモチヤリ、字ヌビナ
----	--	----------------	---

				イ、字雷別、字下チヤンベツ、字中チヤンベツ、字チヤンベツ、字熊牛原野、通称磯分内、小林部落、乙西、上磯分内、字ヌツバシユナイ、虹別原野、虹別市街、プライクニ、虹別及びシワンベツ
--	--	--	--	--

別表釧路方面弟子屈警察署の部磯分内の項を削り、同表釧路方面中標津警察署の部西春別駅前項の項所管区の欄を次のように改める。

同	西春別、泉川、中西別の一部（中西別19番地の7、40番地の6及び46番地の1を結ぶ線以西）及び矢白別
---	--

別表釧路方面中標津警察署の部西春別の項を削り、同表釧路方面池田警察署の部を削り、同表釧路方面帯広警察署の部の次に次のように加える。

同	池田警察庁舎			中川郡池田町字大通1丁目から7丁目まで、字南1丁目、字西1条及び字西2条の1丁目から11丁目まで、字西3条4丁目から9丁目まで、字東1条及び字東2条、字富岡、字昭栄、字旭町1丁目から6丁目まで、字清見、字様舞、字東台並びに字清見ヶ丘
同		利別	同 字利別本町16番地の27	同 字利別、字利別西町、字利別本町、字利別東町、字利別南町、字豊田、字千代田、字青山及び字川合
同		高島	同 字高島4番地の9	同 字高島、字近牛、字美加登、字常盤、字大森及び字信取
同		茂岩	同 豊頃町茂岩新和町12番地	同 豊頃町茂岩新和町、茂岩末広町、茂岩栄町、茂岩本町、茂岩、統内、背負、礼作別、農野牛、牛首別、二宮及び薄別
同		豊頃	同 豊頃南町101番地の1	同 豊頃南町、豊頃旭町、豊頃佐々田町、中央新町、中央若葉町、北栄、育素多、十弗、十弗宝町、礼文内、豊頃及び幌岡
同		大津	同 大津寿町34番地	同 大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町、安骨、旅来、長節、湧洞、大津及び打内
				十勝郡浦幌町字本町、字緑町、字栄

同			浦幌	十勝郡浦幌町字桜町16番地26	町、字新町、字桜町、字東山町、字幸町、字寿町、字住吉町、字南町、字北町、字末広町、字西町、字材木町、字宝町、字円山、字福山、字炭山、字常室、字常豊、字時和、字幾栄、字帯富、字瀬多来、字幾千世、字千歳町及び字留真並びに字万年の一部（浦幌川以東）
同			吉野	同 字吉野116番地3	同 字稲穂、字平和、字吉野、字大平、字共栄、字統太、字生剛、字養老、字朝日、字愛牛、字トイツキ、字ヌタバット、字ウツナイ、字ベツチャロ、字ツツナイ、字下浦幌、字十勝太、字ラエベツプト、字十勝、字十勝太大通1丁目から東5丁目まで、字十勝太南1条1丁目から3丁目まで、字十勝太北2条東4丁目から6丁目まで、字昆布刈石の一部（昆布刈石ずい道以西）及び字万年の一部（浦幌川以西）
同			厚内	同 字厚内3条通2丁目2番地	同 字厚内大通、字厚内大通1丁目及び2丁目、字厚内1条通2丁目から5丁目まで、字厚内2条通2丁目から6丁目まで、字厚内3条通2丁目から6丁目まで（3丁目及び4丁目欠）、字厚内、字直別、字チャロ、字ヲコツベ、字ヲトベ、字オタフンベ、字チプ子オコツベ、字上厚内並びに字昆布刈石の一部（昆布刈石ずい道以東）
同			上浦幌	同 字宝生164番地13	同 字川上、字栄穂、字貴老路、字恩根内、字川流布、字宝生、字合流、字相川、字富川、字美園及び字活平

別表北見方面北見警察署の部置戸の項所管区の欄を次のように改める。

常呂郡置戸町字置戸、字中里、字拓殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋田、字境野、字豊住、字川南、字安住、字勝山、字春日及び字常元
--

別表北見方面北見警察署の部勝山の項を削り、同表北見方面美幌警察署の部仲町の項を次のように改める。

署所在地	網走郡美幌町字大通南1丁目19番地	網走郡美幌町字大通北、字鳥里、字西1条北、字西2条北、字栄町及び字東1条北から字東3条北までの1丁目から4丁目まで、字大通南、字西1条南、字西2条南及び字東1条南から字東3条南までの1丁目から5丁目まで、字東4条南2丁目から5丁目まで、字青葉1丁目及び2丁目、字新町1丁目から3丁目まで、字仲町1丁目及び2丁目、字東町1丁目及び2丁目、字日の出1丁目及び2丁目、字三橋町1丁目及び2丁目、字青山北、字青山南、字高野、字豊岡、字鳥里、字美里、字瑞治、字三橋南、字美禽、字美芳、字元町並びに字稲美
------	-------------------	--

別表北見方面興部警察署の部を次のように改める。

同	興部警察庁舎		同 興部町字興部755番地の3	同 興部町字興部、字北興、字宇津、字秋里及び字朝日
同		沙留	同 字沙留405番地5	同 字沙留、字住吉、字富丘、字豊畑及び字豊野
同		西興部	同 西興部村字西興部56番地	同 西興部村(字上興部原野の一部、上興部市街及び上興部市街地を除く。)
同		上興部	同 字上興部47番地の1	同 上興部原野の一部(通称東興、札滑及び興興部)及び上興部市街
同		雄武	同 雄武町字雄武1022番地	同 雄武町字雄武、字北雄武、字中雄武、字南雄武、字沢木、字上沢木及び字道有林の一部
同		幌内	同 字幌内371番地	同 字幌内、字北幌内、字中幌内、字上幌内及び字道有林の一部

北海道警察本部告示第193号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月31日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道警察WANシステム用端末装置ほか一式の賃貸借(1月当たりの単価)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和9年3月25日から令和15年3月24日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月31日(火)から同年4月21日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和8年6月5日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月4日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Terminal device for Hokkaido Police Wide Area Network System, etc. 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 5, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 4, 2026)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第194号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
重油 (JIS1種1号) (1リットル当たりの単価) 37,500リットル
- 落札を決定した日  
令和8年3月17日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 北海道エナジティック株式会社  
(2) 住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- 落札金額  
117.5円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
令和8年1月30日付け北海道警察本部告示第42号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第195号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月31日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察本部庁舎清掃業務 一式
- 落札を決定した日  
令和8年3月13日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 鈴蘭ビルサービス株式会社

(2) 住所 河東郡音更町南鈴蘭南2丁目4番地

4 落札金額

22,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月16日付け北海道警察本部告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

---